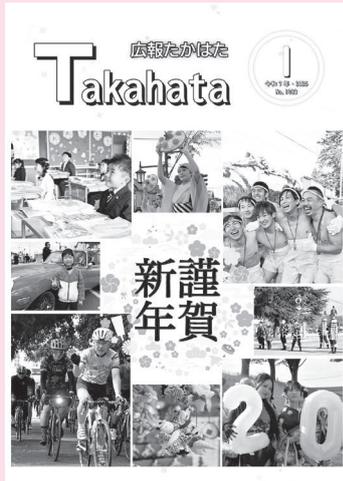


Takahata

広報たかはた





令和6年中の様々な場面を切り取り、組み写真に仕上げました。本年もみなさんにとって良い年になりまようようお祈りいたします。

人口と世帯数

人口…21,329人(-16)
男…10,447人(-6)
女…10,882人(-10)
世帯数…7,811(-6)

令和6年12月1日現在
()内は前月との比較

広報たかはた

CONTENTS - 目次 -

- P 3 新年のご挨拶
- P 4 町・県民税の申告をお願いします
- P 9 山形県知事選挙
- P 10 聞こえのチェック・相談会のご案内
- P 11 冬季の省エネに取り組みましょう
- P 12 町からのお知らせ
- P 19 第6次高畠町総合計画達成状況
- P 20 くらしの情報
- P 32 わらじみこし祭り・お斎灯焼き

連載コーナー

- P 22 まちの話題あれこれ
- P 25 もっくる子育て通信
- P 26 新庁舎建設工事の様子・公立高畠病院からのお知らせ
- P 27 図書館に行こう！
- P 28 わたしたちのサロン・協力隊通信
- P 29 防災コラム
- P 30 文芸投稿作品
- P 31 くらしの連絡帳



高畠町 公式

- ホームページ



高畠町 公式 SNS

町の身近な情報や出来事など、魅力的な情報をタイムリーに発信しています。

※通信料は利用者負担です。



LINE



Instagram

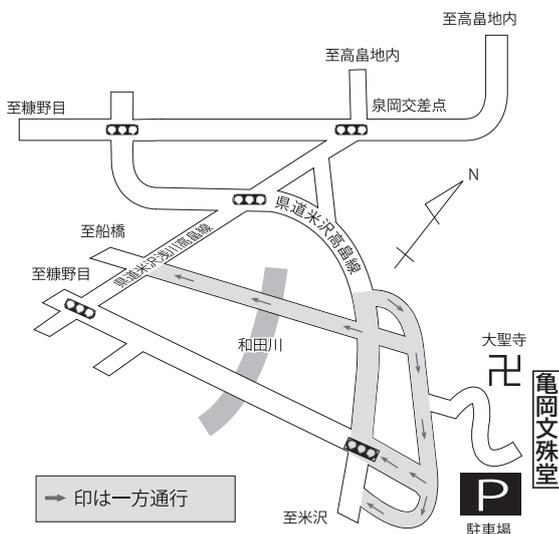
「広報たかはた」は、区長さん等を通して町のみなさんにお配りしています。お届けが発行日(毎月1日)を過ぎることがありますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

亀岡文殊 元朝参り交通規制

【交通規制日時】

1月1日(祝)8時~16時

◆誘導員の指示に従って通行してください。



令和7年高畠町成人式

令和7年高畠町成人式を開催します。対象者には3月下旬にご案内をお送りします。みなさんのご出席をお待ちしています。

◆日時/4月29日(祝)

式典：13時30分～(開場12時30分)

◆場所/文化ホールまほら

◆対象/平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人

◆案内状の送付先/

1. 対象者本人の住民登録が高畠町の場合 …**本人あて**
2. 対象者本人は転出しているが、出身世帯の住民登録が高畠町にある場合 …**世帯あて**

【申し込みが必要な人】

◆対象者本人を含む世帯全員が転出している場合
高畠町内の小・中学校に在籍したことがある人は参加できますのでお申し込みください。

◆申込期限/3月7日(金)

◆申込先/社会教育課 ☎(52)4487 (直通)

mail:syakyo@town.takahata.yamagata.jp

2025年(令和7年)

新年のご挨拶



高畠町長
高梨 忠博

あけましておめでとうございます。
旧年中は、町政各般にわたる諸事業を皆さまのご支援により順調に進めることができました。心から感謝申し上げます。

さて、今年はいよいよ新庁舎が開庁します。新庁舎へのスムーズな移行と更なる行政サービスの向上に取り組んでまいります。また、町制施行130周年・町村合併70周年を迎える年でもあります。先人から受け継いだ文化や伝統、育まれてきた地域資源等、多くの財産に誇りを持ち、一人ひとりが「しあわせ」を感じられるまちづくりの実現に向けて、以下の4点を重要な視点とし、取り組んでまいります。

- 一、人が元気なまちづくり
- 二、産業が元気なまちづくり
- 三、安全・安心なまちづくり
- 四、効率的な行財政運営

本年も、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のあいさつといたします。



高畠町議会議長
関 陽介

あけましておめでとうございます。
町民の皆さまには、議会活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。今月20日にはアメリカ大統領も交代し、世界情勢は不透明感を増すものと思われれます。そのような中、まずは無事に歳神様をお迎えできたことに感謝いたします。

令和7年の干支は乙(きのこ)巳(み)となります。乙巳の年は「これまでの努力や準備が実を結び始める時期」と言われており、歴史上では「大化の改新」の始まった年でもあります。

議会としましては、これまでの活動が実を結ぶよう、皆さまの声を行政に届け、住んで良かったと実感できる町づくりに邁進してまいります。

何となく今年はいい事ある(ご)とし

元日の朝 晴れて風無し

啄木

新しい年が、皆さまにとりまして佳き年となりますように。

申告

申告期限 3月17日(月)

をお願いします

1 申告とは

- ◆確定申告：所得税の納付が必要な場合や還付を受けようとするときに申告が必要となるもの
 - ◆町県民税申告：確定申告が不要で、給与・公的年金以外に収入があるときに申告が必要となるもの
- ※確定申告書を提出すれば町県民税申告書も提出されたものとみなされます。

適正な課税のため、申告が必要な人は必ず期限までに申告してください。

【事業主のみなさんへ】

※早めにご提出ください

令和7年度(令和6年分)「給与支払報告書」の提出期限 **1月31日(金)**

2 申告のフローチャート診断

◆問合せ先/税務課住民税係 ☎(52)4477

令和6年中(令和6年1月1日～12月31日)に収入はありましたか？

※遺族・障害年金、失業保険、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金・
定額減税に係る調整給付金等の非課税所得は除く

はい

給与・公的年金以外(営業・農業・不動産・配当・譲渡等)の収入がありましたか？

いいえ

はい

いいえ

その他の収入があった人

- 次に該当する場合は申告が必要です。
営業・農業・不動産・配当・譲渡等の収入があった人
- ※給与または年金以外の所得が20万円を超える人は、確定申告が必要です。

収入がなかった人

- いずれかに該当する場合は申告が必要です。
- ①国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している
- ②児童手当や児童扶養手当等の医療・福祉関係の行政サービスを受けている
- ③所得・課税(非課税)証明書が必要である

◎給与収入のみの人→Aへ ◎公的年金等による収入があった人→Bへ

A 給与収入のみの人

- いずれかに該当する場合は申告が必要です。
- ①給与収入のみで、令和6年の途中で退職し、再就職しなかった人
- ②2か所以上の勤務先から給与の支払いを受け、確定申告しない人
- ③給与収入のみで、勤務先から町に給与支払報告書が提出されていない人
- ※提出されているか不明な場合は、勤務先にご確認ください。

B 公的年金等による収入があった人

- 次に該当する場合は申告が必要です。
医療費控除や生命保険料控除等の所得控除を受ける人
- ※公的年金収入が400万円を超える人、公的年金以外の所得の合計が20万円を超える人は、確定申告が必要です。

注意

このフローチャートはあくまでも一般的なものです。例外もありますのでご了承ください。詳細は、町ホームページをご覧ください。



◀町ホームページ

【町県民税申告書を提出しなくてもよい人】

- ◎税務署に令和6年分の所得税の確定申告書を提出した人
 - ◎給与収入のみの人で、勤務先で年末調整が済んでおり、勤務先から町に給与支払報告書が提出済みの人
- ※提出されているか不明な場合は、勤務先にご確認ください。

【税務署での申告が必要な人】

- ◎住宅借入金等特別控除を初めて適用される人
 - ◎雑損控除を適用される人
 - ◎土地・建物の交換があった人
 - ◎青色申告をする人
- ※税務署での申告には事前予約が必要です。詳細は、二次元コードからご確認ください。



▲確定申告会場へ来場を考えている人へ

3 申告書の送付について

◆問合せ先/税務課住民税係 ☎(52)4477

申告書は、昨年の申告状況をもとに送付しています。昨年と収入の状況が変わった人は、申告書が届かなくても申告が必要な場合がありますので、今一度ご確認ください。

【申告書が送付される人】

町・県民税申告書は、税務署から確定申告のお知らせが送付されない見込みの人で、一定の要件にあてはまる場合に送付します。また、事前に申告書が必要な旨の連絡があった人に送付します。

◆送付時期/1月下旬

【申告書が送付されない人】

- 主に前年の申告内容が次のような人です。
- ◎無職(無収入)かつ、被扶養者(他の誰かの扶養)
 - ◎年金収入のみで申告書を提出していない人
 - ◎給与収入のみで住民税が給与から差引きされている人
- ※町ホームページから申告書様式をダウンロードできます。郵送希望の場合はご連絡ください。

4 自身での申告書の作成を推奨しています

毎年申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただいています。自宅のパソコンやスマートフォンにて自身での確定申告書、町・県民税申告書の作成にご協力ください。

【確定申告】

□次のいずれかの方法で作成し提出してください。

- ◎国税庁の「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成する。
- ◎確定申告書に必要な事項を記入し作成する。

◆提出方法/ e-Tax または郵送等

◆提出先/税務署

国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」



【町・県民税申告】

□次のいずれかの方法で作成し提出してください。

- ◎町ホームページから「町・県民税申告書様式」をダウンロードし作成する。
- ◎送付された町・県民税申告書を使用し作成する。

◆提出方法/ 郵送または持参

◆提出先/町税務課

高島町ホームページ
「町・県民税申告様式」



5 申告相談について

◆問合せ先／税務課住民税係 ☎(52)4477

申告相談を開催します。期間内は町県民税申告に加えて確定申告も受け付けていますので、自身で申告をするのが難しい人はぜひご利用ください。

◆場所／町中央公民館大会議室(2階)

◆その他／大型除雪車による早朝作業を行っています。**8時前の来場はご遠慮ください。**また、混雑緩和のため、行政区ごとに相談日を指定しています。なるべく指定日の来場をお願いします。

※指定日以外の相談は、指定日の行政区の人が優先となります。

日程表

月日	曜日	午前の部	午後の部	地区
		受付時間／8時30分～11時 申告相談／8時45分～	受付時間／正午～15時 申告相談／13時～	
2/6	木	給与・年金のみの所得者で、還付申告(医療費控除等)のある人のみ		全地区
7	金			
10	月	時沢・野手倉	日向・大笹生・細越	屋代
12	水	相森	竹上・竹中	
13	木	竹下・竹向・深上	西館・中組・砂押	
14	金	大新	中才・東本町	
17	月	西本町・館の内	桐町・屋代山崎・柏木目	
18	火	三条目・川沼	山越・根岸	
19	水	亀岡一・亀岡二・亀岡三	亀岡四・入生田南・船橋	亀岡
20	木	入生田西・入生田北	露藤上・露藤中・露藤下	
21	金	中島南・中島北	上和田第一・上和田第二・上和田第三・下和田南	和田
25	火	両組・川北上	海上小倉・中和田東部・中和田西部	
26	水	川北下・下和田12・馬頭東	元和田北・元和田西	
27	木	下和田北・南佐沢・立石	馬頭西・佐沢上・佐沢下	
28	金	三軒屋・上町・仲町・宮町・若葉平	下町	糠野目
3/3	月	共栄・家中・小其塚・蛇口	上平柳・石岡・上山崎	
4	火	沢口・駅東	駅前・元山崎	
5	水	本町・西町	津久茂・夏刈・中瀬	二井宿
6	木	上駄子町・弁天前・下宿	上宿・田沢・筋	
7	金	中・入	大町一・大町二	高畠
10	月	大町三・緑町	横町・鳥居町・高安	
11	火	北目・旭町	荒町一・荒町二・塩森・飯森	
12	水	幸町一・幸町二・幸町三	安久津一・安久津二	
13	木	小郡山・桜木町	泉岡・元町三	
14	金	駄子町・蛭沢・入蛭沢	弥生町	
17	月	金原湯在家・金原熊の前・金原新田・元町	御入水・青葉町	

【本人が申告書を提出する場合】

- 送付された申告書または確定申告のお知らせハガキ
 - マイナンバー確認に必要なもの
 - 所得が確認できるもの
給与や年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書、
営業・農業・不動産の収入がある場合は収支内
訳書、帳簿、領収証 等
 - 所得控除の資料となるもの
医療費控除の明細書、社会保険料(国民年金等)、
生命保険料(個人年金保険料を含む)、地震保険
料、小規模企業共済掛金支払証明書、障害者手
帳等の福祉手帳 等
- ※所得や控除の証明書は、令和6年に収入があっ
たもの、支払いを行ったものが対象となります。

【代理人が申告書を提出する場合】

- 申告者のマイナンバー確認に必要なもの
- 代理権を確認できる書類(委任状等)
※同一世帯員の場合は不要
- 代理人の身元確認書類またはマイナンバーカード

※令和2年分から、領収書の添付では医療費控除
を受けることができません。医療費控除の明細
書またはセルフメディケーション税制の明細書
の作成が必要になりますので、事前に作成して
ください。また、申告相談時間の短縮のため、
収支内訳書の事前作成にもご協力ください。

6 申告相談を予約することができます！

今回の申告相談から、一部予約制を導入します。お持ちのパソコン・スマホから希望日を選択し、簡単に予約
をすることができます。待ち時間の短縮となりますのでぜひご利用ください。
※予約以外にも従来どおり受付順にて相談が可能です。

予約可能
申告相談期間：2月10日(月)～3月17日(月)

※給与・年金のみの所得者で、還付申告者のみを対象と
した2月6日、7日は事前予約の受付対象外です。

■予約可能時間／午前の部 8時45分～、9時15分～、9時45分～、10時15分～、10時45分～
午後の部 13時～、13時30分～、14時～、14時30分～

※地区指定日に関わらず、希望日時を予約可能です。各時間帯3組を上限とします。

■予約方法／URLまたは右記の二次元コードにアクセスしご予約ください。

<https://logoform.jp/form/Us5A/811363>

申告相談の事前予約はこちらから▶



■予約開始日／1月20日(月) 9時～

■その他／予約は希望日の前々日の23時59分まで可能です。当日は予約時間の5分前までに会場へお越し
ください。その他詳細は事前予約サイトをご覧ください。

7 米沢税務署からのお知らせ ◆問合せ先／米沢税務署 ☎(22)6320 ※音声案内に従い2を選択

米沢税務署申告書作成会場のご案内

◆日時／2月17日(月)～3月17日(月) 9時～16時 ※土日・祝日を除く

◆場所／フジワビル3階 米沢市門東町1-1-5(税務署北隣)

◆その他／混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。会場での当日配付とLINEでの事前発行
(事前発行期間が設けられています)があります。配布状況に応じて、後日の来場をお願いする
こともあります。

申告書作成会場では、ご自身のスマホとマイナンバーカードを使用し、ご自身で申告書を作成
e-taxにより送信(提出)していただきますので、お持ちの人はご持参のうえ、ご来場ください。
なお、マイナンバーカード発行時に設定した2種類のパスワード(利用者証明用電子証明書の
パスワード【数字4桁】と署名用電子証明書のパスワード【英数字6～16文字】)が必要となりま
す。

※詳細は、別途国税庁ホームページ等によりお知らせします。

8 介護保険による税控除のお知らせ

◆問合せ先／税務課住民税係 ☎(52)4477

令和6年中に介護保険サービスを利用して負担した利用料の中に医療費控除の対象になるものがあります。

◆控除を受ける方法／確定申告時に「医療費控除の明細書」を作成し添付する。

※介護保険サービスの領収書に医療費控除となる金額が記載されています。

利用したサービス	医療費控除の対象
特別養護老人ホーム	介護保険利用者負担分(1割または2割または3割)および食費、居住費負担分として支払った額の2分の1相当額
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> 施設サービス費にかかる自己負担額 個室、特別室の使用料(診療または治療を受けるため、やむを得ず支払うものに限る)
在宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画に基づいて利用した、下記の居宅サービスでの自己負担額 ◎訪問看護 ◎訪問リハビリテーション ◎居宅療養管理指導 ◎通所リハビリテーション ◎短期入所療養介護(ショートステイ) ※指定居宅事業者が発行する領収書に、医療費控除の対象となる金額が記載されています。
	<ul style="list-style-type: none"> 上記サービスと併せて利用のもの ◎訪問介護(生活援助中心型を除く) ◎訪問入浴介護 ◎通所介護(デイサービス) ◎小規模多機能型居宅介護支援 ◎短期入所生活介護(ショートステイ)

【おむつ使用証明書が役場で発行できます】

◆問合せ先／福祉課介護保険係 ☎(52)1288

昨年までは初めておむつ代の医療費控除を受ける場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要でしたが、令和7年から、要介護認定を受けている人については、初めてであっても医師の証明書に代えて、町で証明書(1通400円)の発行が可能になりました。

◆発行条件／介護保険要介護認定で使用する主治医意見書(①～③すべてに当てはまるもの)

①令和6年1月1日以降に作成されたもの

②障がい高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がB1以上

③失禁への対応としてカテーテルの使用、または尿失禁発生の項目が記載されたもの

※介護保険の有効期間が13か月以上あり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限り、前年もしくは前々年の主治医意見書となります。

※初めて医療費控除を受ける場合には、令和6年中に連続して6か月以上要介護認定を受けた際の主治医意見書となります。

※令和6年中におむつ使用者が亡くなった場合でも、上記の条件を満たせば死亡日までに使用したおむつ代は医療費控除の対象となります。

9 医療費控除にお使いください

高島町国民健康保険では、2か月に1回はがき形式で医療費の額についてお知らせしています。このお知らせとは別に、「医療費控除の明細書」として活用できる年間分の「医療費のお知らせ」を発行します。

◆発送／2月上旬予定

◆対象期間／令和5年11月～令和6年10月診療分

※次の場合は、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。

- ①「医療費のお知らせ」に未記載の医療費がある場合(令和6年11月、12月診療分等)
- ②高額療養費等の払い戻しを受けている場合
- ③「医療費のお知らせ」の記載内容に訂正や追記が必要な場合

〒999-9999
山形県東置賜郡高島町大字高島000番地
高島 太郎 様

保 険 者 高島町
被保険者記号・番号 628・12345

このお知らせは、
・医療費や保険料(税)の請求書ではありません。
・医療費控除の申告書等に添付する医療費の明細書として
使用することができます。
・令和5年11月から令和6年10月までの1年間
にかかった医療費を収録しています。
※裏面もご覧ください。

【お問い合わせ先】
〒992-0392
山形県東置賜郡高島町大字高島436番地
高島町 町民課 医療給付係
TEL 0238-52-1327

医療を受けた方	医療機関等の名称	診療 年月	診療費の 区分	日数 (回数)	医療費の 総額(円)	支払った 医療費の額(円)
高島 太郎 様	〇〇病院	5/12	内科入院	10	652,000	35,000*
高島 太郎 様	〇〇病院	5/12	食事	30	20,000	6,300
高島 太郎 様	〇〇病院	6/01	内科通院	3	37,300	11,200
高島 花子 様	〇〇眼科	6/03	眼科通院	2	14,300	4,475
高島 花子 様	〇〇調剤	6/03	調剤	2	3,250	975

医療費控除見込額 (第1～第10) 16,662 円 1/1 医療費の総額の合計(円)及び
支払った医療費の額の合計(円) 757,540 58,362

◆問合せ先／

○お知らせの発行に関すること

町民課医療給付係 ☎(52)1327

○医療費控除の申告に関すること

税務課住民税係 ☎(52)4477

わたしの1票が山形の力に！

山形県知事選挙



投・開票日 **1月26日** (日)

任期満了に伴う山形県知事選挙が行われます。これからの県政を担う代表者を選ぶ大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

◆問合せ先／選挙管理委員会事務局
(役場2階) ☎(52)3154

- 告示日
1月9日(木)
- 選挙期日(投開票日)
1月26日(日)
- 投票所・投票時間
町内17か所 7時～20時
- 開票所・開票時間
町中央公民館2階大会議室 21時～

高島町で投票できる人

日本国籍を有し、高島町の選挙人名簿に登録されている次の2点を満たす人。ただし、投票日の前日(1月25日)まで県外に転出した場合は、投票ができません。

- ①年齢／1月26日現在で満18歳以上
(平成19年1月27日以前に生まれた人)
 - ②住所／1月8日現在で3か月以上高島町に住所を有し、引き続き居住していること
- ※転入した人は、10月8日までに転入届を提出し、引き続き居住している必要があります。
※12月17日以降に町内で引越し(転居)した人は、前住所地の投票所での投票となります。

投票所入場券について

有権者のみなさんに投票所入場券を発送します。ハガキ1枚につき、4人分まで記載しています。5人以上の世帯には複数枚のハガキが届きます。告示日以降順次発送しますが、配達に時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

体が不自由な人の投票について

各投票所にお越しの際は、投票所の係員が介助しますので、お気軽にお申し付けください。期日前投票所にはスロープ、車いす等を用意しています。

- ◆投票用紙に自ら候補者名を記載できない人
投票所の係員が代筆する「代理投票制度」が利用できます。(付き添いの人による代理投票はできません。)
- ◆目の不自由な人
「代理投票制度」のほか、点字器による「点字投票制度」が利用できます。
- ◆身体に重度の障がいがあり、歩行が困難な人
郵便により自宅で投票できる制度があります。要件の確認等手続きに時間を要しますので、利用を希望される人はお早めにご相談ください。

選挙公報について

候補者の氏名や経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行します。1月24日(金)までに区長さん等を通じて各家庭に配布される予定ですので、投票の参考としてください。

期日前投票について

選挙当日、仕事や外出等の予定があり投票ができない人は、期日前投票をご利用ください。投票所入場券ハガキからご自身の入場券を切り取り、裏面の宣誓書にご記入のうえ、期日前投票所までお持ちください。なお、入場券が届く前でも期日前投票は可能ですので、受付時に係員へお伝えください。

期日前投票所

- 高島町役場 第5会議室(1階)
◆期間／1月10日(金)～1月25日(土)
◆時間／8時30分～20時
 - 生涯学習館 情報交流室
◆期間／1月23日(木)～1月25日(土)
◆時間／9時～17時
- ※最終日に近づくにつれ、混み合うことが予想されます。

不在者投票について

選挙期間中、仕事や出張等で町外に滞在している人は、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。町ホームページ(右記二次元コード)から投票用紙等の請求を行ってください。



指定病院等に入院等をしている人へ

施設内での不在者投票が可能です。詳しくは施設に直接お問い合わせください。

【町内の指定病院等】

公立高島病院、まほろば荘、たかはた荘、はとみね荘

聞こえのチェック・相談会のご案内

◆問合せ先/福祉課高齢者支援係 ☎(52)4478

町では、加齢性難聴(聴覚機能の衰え)の早期発見・早期対応により、生活の質の向上と介護予防につなげることを目的とした「聞こえ快適支援事業」を開始します。聞こえにくい状態を放置することで、心身の活力の衰えが進み、認知症やうつ状態となるリスクが高まります。

このたび、65歳以上の人を対象に、聞こえのチェック・相談会を開催します。聞こえに不安のある人は、この機会にぜひご参加ください。

- 期日/1月24日(金)
- 時間/14時～16時の間で、申し込みの際に受付時間を決めます。
※お一人あたり15～20分程度
※相談を希望する人は待ち時間が生じる可能性があります。
- 対象/町内在住の65歳以上の人
- 定員/先着12人(要申込)
- 内容/アプリを活用し、聞こえの状態をチェックします。
チェックの結果、語音聴取率60%未満の人には受診をお勧めします。聞こえについて、言語聴覚士や保健師への相談もできます。
- 場所/げんき館多目的研修室
- 申込方法/1月6日(月)から電話にて受付
- 申込先/福祉課高齢者支援係 ☎(52)4478



「みんなの聴脳力チェック」アプリ



聞こえにくい原因は、加齢による聴力低下だけとは限りません。疾患の場合、治療により聞こえが改善する可能性があります。ご自分やご家族が聞こえにくさに不安を感じたら、早めに耳鼻咽喉科を受診しましょう。

ふれあいサロンのみなさまへ～フレイル予防講座のご案内～

町では、フレイル(心身機能の衰え)を予防するために、ふれあいサロンを対象にフレイル予防講座を実施しています。介護予防の3本柱である『運動』『栄養』『口腔』の機能向上の取り組みについて、専門職がお伝えします。冬場の健康づくりのためにも、ぜひご活用ください。

- 講座内容/◆全4回コース(無料)1回あたり45～60分
- ◆回数や内容についてはご相談ください。
- ◆希望時期のおおむね1か月前までにお申し込みください。

申込先/福祉課高齢者支援係 ☎(52)4478

	内容
1回目	フレイルチェック、講話
2～4回目	運動編『転倒予防・筋力アップ運動』
	栄養編『食べて元気にフレイル予防』
	口腔編『お口の健康と体操』



管理栄養士



保健師



歯科衛生士



理学療法士
健康運動実践指導者

冬季の省エネに取り組みましょう

◆問合せ先/企画課ゼロカーボン推進室 ☎(52)1215

冬季は暖房機器等の使用により、エネルギー使用量が増える季節です。無理のない範囲で省エネへの取り組みにご協力をお願いします。

暖房の省エネ対策と省エネ効果



- ✔ こたつや電気カーペットの設定温度は高すぎないようにする。

- ✔ 重ね着をする等して、無理のない範囲で室内温度を下げる。
- ✔ 窓には厚手のカーテンを掛ける。
- ✔ 目詰まりしたフィルターを清掃する。
- ✔ 暖房は必要な時にだけつける。

省エネ効果

約2%

約0.7%

約0.7%

給湯の省エネ対策と省エネ効果

- ✔ 入浴は間隔を空けずに入る。
- ✔ お湯の出し過ぎに注意し、シャワー時間を短くする。

省エネ効果

約5.6%

約1.9%



冷蔵庫の省エネ対策と省エネ効果

- ✔ 冷蔵庫の冷やしすぎを避け（強→中）、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。

省エネ効果

約1%



その他の省エネ対策と省エネ効果

照明・テレビ



- ✔ 不要な照明は消す。
- ✔ リビングや寝室の照明の明るさを下げる。
- ✔ 省エネモードに設定し、画面の輝度を下げる。見ていないときは消す。

省エネ効果

約4%

約1%

約1%

調理



- ✔ 炎は鍋底からはみ出さないように、火力を調整する。
- ✔ お皿を洗うときのお湯の温度を下げる。

省エネ効果

約0.3%

約0.6%

※省エネ効果は1日間の家庭での電力使用量に対する省エネ効果の概算値で、地域・時間帯による違いを考慮に入れた全国平均の値および自立循環型住宅設計ガイドライン設定モデル住宅（一般モデル）を用いた東京での年間のガス消費量の推計値を元に算出した値です。地域・時間・気候条件によって省エネ効果は変動します。

出典：経済産業省資源エネルギー庁

広告

TAKAMAN 有限会社 高万商店

📍高島町大字根岸273 ☎0238-52-4354

事業所だけではなく、
家庭ゴミも
取り扱っております。





20歳になったら国民年金

町民課住民年金係 ☎(52)1345 米沢年金事務所 ☎(22)4220

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の人は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができませんが、保険料を納めることが困難な人のために保険料免除制度があります。

国民年金のポイント

①将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定しています。また、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

②老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

【学生納付特例制度】

学生で、本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず在学中の国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

◆**対象者**／学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人

【納付猶予制度】

学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、上記制度のほかにも免除制度があります。

詳しくは日本年金機構のホームページ(www.nenkin.go.jp)をご覧ください。

国民年金のご相談・手続き等については、町民課または米沢年金事務所までお問い合わせください。



▲日本年金機構ホームページ

年金事務所に年金相談・お手続きをされる際は… **予約相談** をご利用ください!

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890

月曜～金曜(平日) 8時30分～17時15分

※12月30日(月)～1月3日(金)を除く

○前日までにご予約ください。

○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる基礎年金番号通知書(年金手帳や年金証書)をご準備ください。

広告

持ち込み歓迎!

**不要なものは
ありませんか?**

※自転車・廃タイヤ・家電製品(テレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫)家具・農機具など
その他、廃棄(ごみ)処分にお困りのもの

そんな時は

お電話ください
おひとつでもお伺いします

産業・一般廃棄物処理業者 許可番号 第0618049390号

高島町大字高島2607-1

有限会社 高島清掃
☎52-0235



冬期間の踏切事故に注意しましょう
 町民課生活安全係 ☎(52)4471

注意

冬期間は、積雪や路面の凍結により踏切や線路上への進入事故が多発します。通勤通学やお出かけの際には、十分注意して通行しましょう。

【踏切付近での注意点】

- ①冬場の路面凍結によるスリップに備え、踏切の手前で十分に減速し、一旦停止し、安全を確認してから渡りましょう。また、積雪等により踏切が確認しにくい場合があります。
 誤って線路に侵入しないよう、しっかり確認してから通行しましょう。
- ②警報機が鳴ったら、踏切内への無理な進入はやめましょう。
- ③踏切内に閉じ込められた場合は、そのままゆっくり車を前進させてください。(遮断棒は、車で押せば前方に跳ね上がります。)
- ④踏切内で動けなくなった場合は、まず列車に危険を知らせて列車を止めてください。



◎非常ボタンがある場合

カバーの上から強く押してください。

◎非常ボタンがない場合

発煙筒や赤色の物を利用して大きく手を振る等して危険を知らせてください。

※脱出後は、最寄の駅に連絡してください。

1～11月末の交通事故発生状況

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高島町	42(+14)	0(±0)	50(+17)

※増減は前年同時期との比較です



お詫びと訂正
 企画課情報戦略係 ☎(52)4476

お知らせ

12月号に掲載した「町民憲章作文コンクール表彰小学校低学年の部(P6)」の内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

正→高梨 咲夢 さん(二井宿小3年)

誤→高橋 咲夢 さん(二井宿小3年)



献血バスが中央公民館に来ます
 健康子育て課健康推進係 ☎(52)5045

お知らせ

献血は病気と闘う人たちの大きな助けになります。より多くのご協力をお待ちしています。

実施するのは**400ml 献血のみ**のため、体重 50 kg 以上の人が対象です。

◆日時／1月24日(金)

9時30分～11時30分、13時30分～16時

◆場所／町中央公民館

【Web またはアプリで事前予約をするメリット】

- ・予約時間に優先的に受付、献血ができます。
 - ・献血当日の朝5時から事前に問診の回答ができます。
- ※事前問診は、システム反映まで時間がかかります。来場の15分前までに回答を済ませてください。

【事前予約について】

◆予約期間／1月10日(金)～23日(木)17時まで(予定)

※予約開始日は変更となる場合があります。

※事前予約がなくてもご来場いただけます。



▲予約/問診の回答はこちら



▲献血基準についてはこちら



▲献血をご遠慮いただく場合



簡単に作れる&元気を支える健康料理教室 ～忙しい働き世代の人向け～

募集 健康子育て課健康推進係 ☎(52)5045

食生活改善推進員と管理栄養士が、食事で気を付けたいこと、食材選び、調理のコツをお伝えします。健康な体作りは、毎日の食事から始まります。忙しい日常でも簡単に取り入れられる栄養満点の料理を学びましょう！みなさんの参加をお待ちしています。

- ◆献立／・生姜薫るきのこの炊き込みご飯
- ・ししゃものチーズ焼き
- ・大根と水菜のピリ辛漬け
- ・野菜たっぷり味噌豆乳スープ
～カレー風味～
- ・にんじんヨーグルト



◆対象／高島町在住で、就労されている人

◆日時／1月25日(土)9時30分～13時(実食時間含む)

◆場所／総合交流プラザ調理実習室

◆参加費／無料 ◆定員／24人(先着順)

◆持ち物／エプロン、三角巾(材料はすべて用意します)

◆申込方法／1月16日(木)まで、健康子育て課健康推進係に電話でお申し込みください。



蛭沢地内林野火災第2回再生検討会を開催しました

お知らせ 農林課農村林務係 ☎(52)1113

令和6年4月・5月に発生した蛭沢地内の大規模林野火災を受けて、6月に再生検討会を開催しましたが、季節が移り木々の状態も変わってきたことから、11月22日(金)に2回目となる再生検討会を開催しました。

今回の検討会では、置賜森林管理署、置賜総合支庁(森林整備課)、米沢地方森林組合、高畠財産区管理会、町(農林課)の担当者等が出席し、火災発生後から10月までの調査内容をもとに、それぞれの立場からの意見が出され、今後の方針として、以下のとおり進めていくこととなりました。今後も引き続き森林の再生について取り組んでいきます。

- ◎年内積雪前にドローンによる調査や現地踏査を行い、落葉後の現状を把握する。
- ◎融雪による災害に注意を払い、現地の状況を注視する。
- ◎来年6月頃に芽吹き状況を確認したうえで、3回目の再生検討会を開催する。

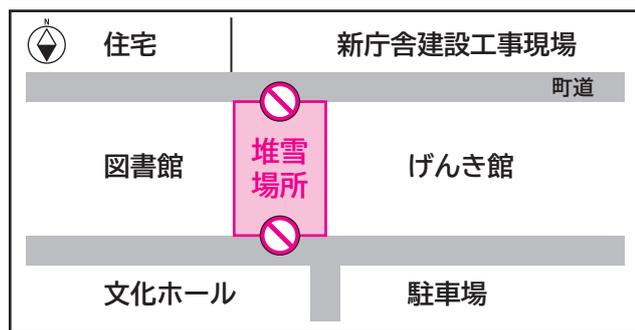


冬期間通行止めについて

財政課財産管理係 ☎(52)2190

新庁舎建設工事に伴い、図書館とげんき館の通路を堆雪場所として使用するため、通行止めとなります。町のみなさんには、ご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力よろしくお願ひします。

◆期間/令和7年3月31日(月)まで(予定)



令和6年度高畠町リーダー経営人財育成塾 第3期卒業式

お知らせ 商工観光課商工ブランド戦略係 ☎(52)2019

常に変化し続ける市場環境に適応し、地域経済を発展させる次世代のリーダー経営人財を育成するべく、昨年7月に開講した「高畠町リーダー経営人財育成塾」。卒業式では、第3期の受講生5人が自社の経営課題や経営者としての覚悟、町の将来像に6か月間向き合い作成した自社の事業構想(中期経営計画)をプレゼンします。

どなたでも参加できますので、高畠町の次世代を担う方々の発表をぜひご覧ください。

◆開催日時/2月1日(土)9時30分~12時30分

◆場所/文化ホールまほら ホワイエ



★提出締切 1月20日(月) 検診世帯調査票の提出をお忘れなく

お知らせ 健康子育て課健康推進係 ☎(52)5045

対象世帯に「検診世帯調査票」をお送りしました。この調査票は、みなさんが令和7年度の各種検診をどのように受けられるのか調査するためのものです。この調査票をもとに、検診のご案内を送付しますので、忘れずに提出してください。

また、受診状況や意向確認のため、**検診を希望しない場合もご提出ください。早めの提出で出し忘れを防ぎましょう。**

◆対象者/男性…令和8年3月末時点で20歳、30歳および40歳以上の人

女性…令和8年3月末時点で20歳以上の人

◆検診内容・料金等/同封のチラシをご覧ください。 ※調査票は、対象者の意向を確認してご記入ください。

◆提出方法/同封の返信用封筒にて、各世帯で郵送または直接げんき館へ提出してください。

※隣組長等のとりまとめは不要です。

◆提出締切/1月20日(月)

広告

ほし薬局

- 処方せん調剤
- 一般用医薬品
- 漢方薬
- 動物用医薬品

営業時間
平日AM9:00~PM6:30
土曜AM9:00~PM4:00
高畠町泉岡426-1
(文化ホールまほら向い)
☎52-4081
FAX 52-4888

司法書士・土地家屋調査士・行政書士
高橋秀一事務所
☎0238-52-3400
〒992-0332 高畠町大字相森81番地8



「跡継ぎ相続を考える」
— 家の跡を継ぐとは —

当事務所で作成した小冊子を無料で差し上げます!

家の跡継ぎに遺産を相続させたい方が読む一冊です。

跡継ぎ相続を考える
高橋秀一事務所

会計年度任用職員募集
 募集
 〇総務課総務係 ☎(52)4475
 公立高畠病院総務課 ☎(52)1500

令和7年度の会計年度任用職員を募集します。詳細は、町ホームページ等をご覧ください。

- ◆**募集職種**／事務補助員、介護認定調査員、保育士、水田農業推進員、特別支援教育支援員、図書館司書、文化施設事務職員、看護補助者 ほか
- ◆**給与**／報酬、通勤手当相当額および時間外勤務報酬 ※報酬は職種によって異なります。
- ◆**受付期間**／1月10日(金)～29日(水)(必着)
- ◆**申込方法**／指定の申込書に希望する職種および必要事項を記入し提出してください。

※申込書は、総務課および町民課窓口、げんき館、町中央公民館、各地区公民館、生涯学習館、町立図書館、屋内遊戯場「もっくる」、公立高畠病院、町ホームページから入手できます。

- ◆**申込先**／町・町教育委員会：町総務課
 公立高畠病院：公立高畠病院総務課

隣組回覧用のクリップボードを更新します
 お知らせ
 〇企画課情報戦略係 ☎(52)4476

各自治会でお使いいただいている隣組回覧用のクリップボードについて、経年劣化が進んでいることから、この度新しく製作し、下記のとおり配布することとしました。

- ◆**配布範囲**／町内全自治会
- ◆**配布時期**／4月(予定)

【クリップボードへの広告掲載企業募集について】

クリップボードは、町と(有)寄清堂印刷との官民共同事業として、企業様からの広告掲載費用により製作します。広告掲載を希望される場合は、下記へお問い合わせください。

- ◆**締切**／2月7日(金) ※枠が埋まり次第受付終了
- ◆**問合せ先**／(有)寄清堂印刷 ☎(52)0005

競争入札参加資格審査申請の手続きについて
 お知らせ
 〇財政課 ☎(52)1324

令和7・8年度の競争入札参加資格審査申請の受付を行いますので、登録を希望する人は、次により申請書を提出してください。原則郵送での提出(受付)とさせていただきますので、ご協力をお願いします。詳細は、町ホームページをご覧ください。

- ◆**受付期間**／2月3日(月)～21日(金)
- ◆**提出方法**／郵送(受付最終日の消印有効)
- ◆**提出先**／〒992-0392
 山形県東置賜郡高畠町大字高畠
 436番地 財政課

町ホームページ▶



第71回文化財防火デー
 お知らせ
 〇高畠消防署予防係 ☎(52)1505

毎年1月26日は、「文化財防火デー」です。現存する世界最古の木造建築物である法隆寺の金堂が昭和24年1月26日に炎上し壁画が焼損したことで、貴重な文化財を火災等の災害から守るため「文化財防火デー」として定められました。高畠町にも、安久津八幡神社など貴重な文化財が数多く残されています。

文化財は、未来の子孫たちに伝えていかなければならない大切な財産です。こうした文化財を火災等の災害から守ることができるよう、町のみなさんのより一層のご理解とご協力をお願いします。

なお、次の日程で防火訓練を行います。

【防火訓練】

- ◆**日時**／1月26日(日) 13時15分～
- ◆**場所**／安久津八幡神社境内
- ◆**参加者**／高畠町消防団第一分団、鳥居町自警団、高畠消防署

※悪天候、災害発生時は中止となる場合があります。

広告

家賃が無駄にナラナイ **DOSシステム**

家賃住宅

居住中の賃貸物件を数年後に、購入したいと判断したとき、物件価格から居住期間に応じ積み立てたポイント(ディポジット金額)を差し引いた金額で物件購入可能な、住んでみても新しい住居取得の方法。 [ビジネスモデル特許]出願済

建設予定 場所 亀岡地区② 福沢地区② 屋代地区① 高畠D.C③ 安久津地区①

株式会社 菅野実務研究所
 問合せ直通電話：090-2888-2582

山形県高畠町大字高畠520-1 カンノジツム 検索
 建設業許可/知事(般-5)501047 宅建業許可/知事(12)1037

相続手続(不動産・預貯金)・遺言・生前贈与

でお悩みではありませんか?

司法書士 菅野 純子・菅野 行雄

菅野司法書士事務所

町庁舎前 ☎52-4133 E-mail: kanno@omn.ne.jp



監査結果をお知らせします【定例(施設管理)監査】

監査委員事務局 ☎(52)2082

お知らせ

- ◆監査委員／八幡伸弥・菊地英雄
- ◆対象／高島町産業振興センター(令和6年10月9日に現地監査)
所轄課:商工観光課
- ◆監査結果／おおむね適正に行われていると認めた。
- ◆監査意見／高島町産業振興センターは、旧第四中学校の廃校利用施設として開設してから5年が経過している。その間、令和4年度にはコワーキングスペースを整備する等、廃校の利活用に積極的に取り組まれていた。廃校利用のため、建物は建設から40年が経過し老朽化・各所に不具合が発生し修繕が必要となっているが、その都度適切に修繕を行っていた。今後も、高島町個別施設計画で示されている「維持管理の効率化」の整備手法により、適切な管理運営を行い、貸館としてだけでなく、産業振興センターとして町の産業振興の拠点となるような施設運営を目指してほしいものである。



対象者限定で無料で検診を受けられます！

健康子育て課健康推進係 ☎(52)5045

お知らせ

- 町では、毎年度該当する年齢の人が無料で検診を受けられるように、無料クーポン券を発行しています。令和6年度対象の人は、1月末まで検診を受けることができます。この機会にぜひ検診を受けましょう！
- ◆実施期間／1月31日(金)まで※土日・祝祭日・年末年始以外の平日
 - ◆検診場所／げんき館(高島町健診センター) ◆検診料金／無料
 - ◆申込方法／高島町健診センター(☎52-1116)に電話でお申し込みください。
※受診希望日1週間前までをお願いします。
 - ◆持ち物／無料クーポン券(対象者に令和6年4月下旬ごろに送付しています。)
※紛失した人は、健康子育て課健康推進係にお問い合わせください。

検診名	乳がん検診	子宮頸がん検診	前立腺がん検診	肝炎ウイルス検診
条件①	高島町在住			
条件②	41歳 昭和58年4月2日～ 昭和59年4月1日	21歳 平成15年4月2日～ 平成16年4月1日	51歳 昭和48年4月2日～ 昭和49年4月1日 61歳 昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	41歳 昭和58年～昭和59年 46歳 昭和53年～昭和54年 51歳 昭和48年～昭和49年 56歳 昭和43年～昭和44年 61歳 昭和38年～昭和39年 66歳 昭和33年～昭和34年 各年 4月2日～ 4月1日 生まれ
条件③	女性のみ	女性のみ	男性のみ	今まで町の検診、医療機関、検査機関等で肝炎ウイルス検査を受けたことがない人